

「1年単位の変形労働時間制」の導入をしないことを求める意見書

教職員の「働き方改革」の一つとして「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」と略）の一部改正案が文部科学省より提出され、昨年12月4日可決成立しました。これにより、都道府県・政令市の条例で公立学校に「1年単位の変形労働時間制」の導入が可能となりました。入学式や新学期で忙しい4月の労働時間を長くして、夏休みなどで授業等が減る8月の労働時間を短くして、教職員がまとまった休みをとれるようにすることを想定したものです。

そもそも「1年単位の変形労働時間制」は、「休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度です」（厚生労働省）。変形労働時間制を採用するためには、労使協定または就業規則において所定の事項（対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間等）を定めることが必要とされています。

ところが、改正給特法では、1年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4（地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外）について、公立学校の教職員に対して適用できるよう地方公務員法第58条の読み替えがなされ、また労使協定により定めることとされる事項については、勤務条件条例主義を盾に条例により定める読み替えがなされ、労使交渉すら無視しようとしています。

本来労働基準法の規定では、1日8時間を超えて残業した場合は残業代を請求できますが、教職員は給特法の規定により、残業代を支給しない代わりに給料月額額の4%に相当する教職調整額が支給されています。文科省の2018年勤務実態調査でも1日平均の超過勤務時間は小学校3時間30分、中学校3時間37分となっており、調整額4%の根拠となった1966年当時の勤務実態調査での月8時間（1日20分）と10倍以上の格差があります。

また「勤務時間」ではなく「在校等時間」という造語で、授業準備などは「自主的活動」として実際の勤務時間を短く見せようとする意図も見え隠れします。文科省働き方改革答申では「在校等時間」の縮減について、8時15分出勤など登校時間等の適正化による年間150時間の縮減目安を提示していますが、学校現場からすると実態を見ない「机上の計算」だという指摘もなされています。ましてや「閑散期」とされる夏休み期間中の「休みのまとめ取り」についても、部活動や各種大会・コンクール、校内研修、初任研・2年研・3年研あるいは日直など業務は多く、5日間の夏季休暇ですらまともに取れていない現状があります。

今日、教職員の長時間労働は全国的に問題化し、文科省調べ（2016年）でも時間外労働・月80時間の「過労死ライン」を越えて働く教職員は、中学校で約6割、小学校で約3割に上ります。特に沖縄の教職員の病気休職者率・精神疾患患者率は全国

ワーストで、しかも11年間も更新しているという不名誉な記録は深刻な事態です。さらに小学校は今年度から（中学校は来年度から）新学習指導要綱が完全実施され、その対応で教職員の業務はむしろ増加する傾向にあります。ましてや新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国一斉休校や夏休み短縮、行事見直しなどを余儀なくされ、コロナ対策（検温や手洗い、マスク指導、3密防止等）での新たな負担増の中で、児童生徒の学習権を保障するための努力がなされています。

このような学校現場の実態を見るにつけ「1年単位の変形労働時間制」の導入は、教職員の働き方改革・長時間労働の解消とは程遠いものでしかありません。むしろ、30人以下学級の実現と教職員定数増、スクールカウンセラーや学習指導支援員等の全校配置・増員、あるいはコロナ対策のための検温や消毒作業を担うサポートスタッフの全校配置・増員などを通して、教職員の業務負担の軽減を図ることが求められています。さらに根本的には、教職員の長時間勤務の「温床」とも言うべき「給特法」の1日も早い改正が求められており、現場実態の是正にそぐわない「1年単位の変形労働時間制」導入には大きな懸念が残ります。

よって名護市議会は、学校現場における教職員の長時間労働を是正し、児童生徒の健全な育成、適切な学習権保障のためにも、拙速な変則労働時間制を導入せず、各市町村教育委員会や教職員団体等関係団体との協議を重ね、慎重な検討を行うことを要請します。

記

- 1 改正「給特法」による「1年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。
- 2 深刻な教職員の長時間労働実態を早急に是正するため、「給特法」の抜本的改正に向け、国、文科省に強く働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月23日

沖縄県名護市議会

宛先 沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長